

「議事録」(野崎重) 朗読

「議長(前橋春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

(森田幸造登壇)

「助役(森田幸造) 議案第九号の案について、説明申し上げます。その一
と人の二に別けてあります。その一は、福壽寺中學校の防音工事でございます。
つまり、十月十九日に秋島建設以下九社を指名して競争入札を行った
のでございますが、三回にわたってもなお落札者が見つかりませんでしたので、
最低価格で入札した田村建設を相手として随意契約をいたしました。
その金額は四千五百五十万円として契約いたしました。その同意がいつ
いづれ願ういたしましたものでございます。その二は、中學校分校の防音工
事でございます。野田建設以下十社を指名いたしました。去る十月五日
日に指名競争入札を行いました。所々八百五十万円をもちまして、株式会社
田中組が落札いたしましたので、契約いたしました。その同意を申し上げた次第

でございます。その二について、町民の希望のほどをお願い申し上げます。

「議長(前橋春) このより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

「議長(前橋春) 質疑を終結いたします。おわかりいたします。議案第九号

四号は原案通り決するに、町民の希望ありきか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

「議長(前橋春) 町民の希望なしと認めます。よって、議案第九号の案は

原案通り可決いたしました。

「議長(前橋春) 日程第四昭和三十一年度福壽寺中學校防音工事会計決算認定につ
いて、議案第九号を議題に供します。朗読を省略し、ただちに理
事者から提案理由の説明を求めます。

(午前九時三十分加藤清二議員下場)

「収入役(秋山誠二) 議案第九号、水道事業会計決算認定について、大綱を

内訳を申し上げます。まず償還計算書でございますが昭和二十一年四月一日から二十九年三月三十一日までの一カ年でございます。営業収益中給水収益として三千七百八十九万七千五百四十四円、受託工事収益五十三万六千五百五十九円、その他の営業収益三百四十八万五千五百八十四円、これは材料売却収益及び手数料によるものであります。営業収益を合計いたしますと四千七百八十九万五千五百八十三円とあります。次に営業費用でございますが、原水及び浄水費といたしまして三百八十八万二千八百四十三円、この主なものは電力費、修繕費等でございます。次に配水及び給水費一千七百五十五万五千七百九十九円、これは給料、修繕費、電力費等でございます。受託工事費に切ります。して三百八十九万六千七百八十九円、総係費六百五十五万五千五百五十四円、これは一般的事務費であります。減価償却費六百三十九万四千五百五十三円、これは固定資産の減価償却費であります。資産減耗費五十六万二千九百八十四円、これは固定資産除却費で、営業費用の合計が三千四百一十八万八千八百

六十九円になります。営業収益から営業費用を差し引きますと営業利益といたしまして一千三百七十九万七千七百四十四円、これは次第でございます。次に営業外収益で、受取利息及び配当金三千一百八十四万四千四百八十四円、受託工事収益三百三十九万六千六百六十四円、雑収益三千七千五百五十二円、これを加えますと営業外収益として三百五十三万八千五百八十二円、これを営業外費用でござります。支払利息一百一十三万三千九百一十四円、これは起債の利息であります。受託工事費三百四十八万二千三百七十九円、これは材料費及び委託料でございます。雑支出一万五千九百三十四円、これを合計いたしますと営業外費用が八百六十一万二千四百四十四円、前の当年度給利益千三百九十九万八千五百九十一円から差し引きますと当年度給利益として六百二十九万六千七百四十四円、これは次第でございます。次に貸借対照表をのぞいたときたいと存じます。資産の部にのぞきまして

有形固定資産といたしまして土地三百二十四万九千三百
二十五円、建物五百二十九万四千九百七十九円、減価償却引当金三千八
万三千七百四十四円、これを差引きますと五百一十八万九千五百五十四円と
なります。次に構築物一億一千二百三十五万四千三百九十九円、この減価償却引当金
七百四十五万三千九十四円、差引く一億八百九十九万四千五百九十四円と
なります。機械及び装置にしまして四千三百三十五万九千八百七十三円、この減価償却
引当金三百九十五万九千六百三十四円、差引く三千九百四十一万三千三百
四十七円となります。次に車輛及び運搬具百十四万四千四百四十四円、この減価償却
引当金百七十九万九千九百三十四円を差引きますと四百六十四万四千五百一十
円ととなります。工具器具及び備品百三十三万三千八百六十三円、減価償却
引当金百五十九万九千三百三十四円、差引きますと二十八万九千九百四十九円と
なります。建設仮勘定、これは業務通りの工事の年次をまた
かりましたので、建設仮勘定というものは項目がたわいず、このか

二百四十八万三千三百五十八円とござります。以上の有形固定資産合計
一億五千八百九十九万九千九百九十九円となります。次に流動資産でございま
す。現金預金といたしまして五百六十九万九千八百五十五円、未収金
二十九万二千百十四円、貯蔵品二百六十九万九千九百三十四円、以上流動資
産の合計が八百六十四万九千九百三十四円、資産合計といたしまして一億
六千七百五十五万九千九百三十四円とあります。次に負債の
部でござります。流動負債の預り金として十四万九千九百三十四円、これは業者の補
償金を預ったもの関係であります。合計が十四万九千九百三十四円とありま
す。資本の部につきましては、自己資本金三千九百四十七万九百四十七円、こ
の一般会計から入った金額でござります。次に借入資本金の企業
債、これは起債であります。九千三百五十五万九千九百三十四円、他会計繰
入金として、一般会計を通して加入者組合から入った金額でござ
ります。この二千三百五十五万九千九百三十四円、合計一億一千三百七十九万九千九百

四、資本金の合計が一億五千三百三十九万四千五百三十九円と相対的に、次等
ぐとござります。次に剰余金でござります。受贈財産評価額、これは配
当金の受入れたものもござります。八十九万四千五百四十円、工事負担金
としまして、六百三十八万四百円、資本剰余金の合計として、八百六十八万
四円となっております。次に利益剰余金の減価積立金として、十萬円、
当年度末処分利益剰余金の関係で、繰越利益剰余金、年度末残高、六十
八万四千四百五十九円、当年度純利益、五百三十九万四千五百三十九円、これを加え
ると、九百九十九万四千五百三十九円、利益剰余金合計、六百六十八万四千五百三十九
円、でございます。剰余金の合計といたしましては、千四百三十九万五千五百三十九
円、これは、前の資本金合計が一億五千三百三十九万四千五百三十九円、負債資本の合計
が一億五千三百三十九万四千五百三十九円、でございます。資本の部、負債の部のバ
ランスをとる、おのづかでございます。次に決算報告書をごらんいただき
たいと思っております。収益的収入及び支出の部で、まず第一款の事業収益

この予算は当初予算と追加更正を合しまして、四千三百三十九万四千五百
十円、決算にいたしまして、四千四百三十九万四千五百十円、でございます。予算に
比較いたしますと、百八十八万九千十円の増額となっております。内訳として、
営業収益、営業外収益、これは、損益計算書で、説明申し上げた通りで
ございます。次に支出の部でございます。第一款の事業費といたしま
して、予算合計が、三千九百三十九万三千五百十円、これに對しまして、決算額は、
三千九百一十四万四千八百八十円、となっております。予算に比較して、十九万八千
九百八十八円の減額でございます。この収入から支出と差引きましたもの、これは、損益
計算書で、説明申し上げました。八年度の純利益、五百三十九万四千
五百三十九円、と、同じであります。次に資本的収入及び支出の関係
を申し上げます。収入の部、第二款資本的収入の予算合計が、六百八十四万
四円、これに對しまして、決算額は、六百六十八万四千五百三十九円、でございます。予算
に比較いたしますと、四十九万九千五百四十円の減額でございます。支出の部に参ります。

て資本的支出の予算合計が千五百八十八万五千五百四十円、決算が千五百
三十八万四千四百五十三円でございます。予算に比較しますと四十万四千五百
九十七円増となっております。この資本的収入が資本的支出額に不足する
額、差引き額が九百一十三万四千三百三十三円と相なります。これについて
は過年度繰越勘定留保資金八十八万二千六百三十二円、当年度繰越勘定
留保資金五十八万九千六百三十七円、前年度繰越現金百三万四千九百五十四円
及び繰越利益剰余金処分額四万四千九百六十四円、このうち不足額
を補った次第でございます。結きまして剰余金の関係でございます
が、利益剰余金の部の減債積立金として前年度末残高はありまして、
前年度繰上額にありまして十萬の積立金がございます。次に未処分利益
剰余金の部の内訳としまして、前年度未処分利益剰余金が十八万二千四百
五十九円と、それに処分額の減債積立金として申し上げました十萬円と
差引きますと六十八万四千四百五十九円、この繰越利益剰余金でございます

ます。従いまして三十八年度の純利益金五百三十九万四千六百三十七円を加え
ると未処分利益剰余金といたしまして、五百九十九万四千五百三十三円という
事になります。次に資本剰余金の部で受贈財産評価額の前年度末残
高としまして四十三万四千四百四十円、当年度発生額三十九万三千円、これを合
せますと当年度末残金といたしまして八十二万七千四百四十円に相なります。
次に工事負担金の内訳として、前年度末残高百三十八万四千円、当年度発生
高としまして六十八万五千八百三十三円、これを加えますと、当年度末残高
百三十八万四千四百五十三円と、数字になります。従ってこの両方を加えますと、二年
度に繰越も、資本剰余金といたしまして八百六十八万四千四百五十三円という事にな
るわけでございます。次に剰余金としまして処分計算書でございます
事の、前年度未処分利益剰余金五十八万九千六百三十七円、利益剰余金
処分額の減債積立金としまして三十九万、建設改良積立金四百四十円、計
四百三十九万、差引きますと翌年度繰越利益剰余金として百六十九万六千

五百三十三円、削減のわけがござります。以上甚ばだ簡単でござります。
決算の説明にかえさせていたいただきます。

一議長(高橋千春) 引き続き監査委員の報告を願います。

一二三番(岸茂) 議長

一議長(高橋千春) 二三番

一二三番(岸茂) 四指のめりましての一言報告させていたいただきます。

昭和三十一年度福生町水道事業会計の審査報告をいたします。ただいま収入役より報告がなされた通り、地方公営企業法第三十条の規定により、昭和三十一年度福生町水道事業会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、次の通り報告いたします。水道事業会計の予算減額並びに収入支出の差額は、予算の帳並びに支出の日記簿、支出簿の証書類とあますところなく調査し、その内容について検討を加へ審査した結果、決算は計算的に正確であり、内容も正当なもの

と認定いたしました。尚、昨年より地方公営企業法の通受を受け、経理を行うおり、企業経営の内容が明らかであり、又関係書類等細目につき報告され、まことに当を解たものでござります。以上報告いたします。

一議長(高橋千春) これより質疑を行います。

(声なし)

一議長(高橋千春) 質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案第

九十五号は、厚生委員会に付託し、詳細な審議を願う事にいたしましたと思ひます。これに四指のめりまして、

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

一議長(高橋千春) 四指のめりまして、よろしく決定いたしました。

尚、委員会の審査報告は本会期中にお願いいたします。

一議長(高橋千春) 日程第五、昭和三十一年度福生町水道事業会計補正予算第

二号議案第九十五号を議題に決します。朗読を省略したために理事者

から提案理由の説明を求めます。

（助役・森田幸造） 議案第百九号について、御説明を申し上げたいと存じます。三十七年度の水道会計補正予算案第三号に掲げる重点項目と申しますか、要旨といたしましては、第三期五カ年計画により、水張工事の当年度事業といたしまして、水源の作成一本の工事と、この水源から加美地区への配水管埋設工事か予定されておるものでございませう。加美地区への給水を何ゆえに優先的に考えるかという点、例年、加美地区方面の渇水期におきます給水は、当期といたしまして比較的渇水が激しいので、水圧も低くなり、水の出しが悪いという欠陥がございますので、今回の拡張工事の第一番目として、第一水源を武蔵野分區調整地区内に予定いたしまして、この地区に第一水源を作成を行い、それから加美地区に本管に埋設工事をして、来年度の渇水期に備えたいというので、第一のねらいであるのであります。もう一つは既にございまして、第一

七水源から牛帯の第三水源に至る導水管の工事を予定いたしましたものと存じます。切羽迫りの通り、水道関係の事業は、収蓄的収入並びに支出、それから、資本的収入並びに支出に別れておる次第でござりますので、今回の補正予算におきまして、収蓄的収入の面におき、補正数は三百三十九万四千円を予定いたしましたものでございまして、この財源といたしましては、委託工事、収蓄の三百四十八万四千円、雑収蓄三十九万四千円等を計上し、さらに料金収入、想定見込み増等三百三十九万四千円等を合算して、五千三百三十九万四千円とした次第でござります。さらに資本的収入並びに支出の面における大きな収入としては、当初予算にはござりませんでした、起債の財源が一千万円認められましたので、これを根拠として、支出として千三百三十九万四千円を計上いたしましたものでござります。その内容といたしましては、水源施設費といたしまして、八百三十九万、これは第八水源施設費として、八百三十九万、及び、水中モーターポンプ、用地代百七十九万、その他、この工事に係る材料費、負担金

等と予定いたしましたものとございます。配水施設費といたしましては、三百四十
四万五千円、これは先程申し上げました配水管埋設工事費、配水管資
材費等でございます。以上合算して、千三百三十五万五千円の補正を行い前
回までの予定額と合計して、第三期拡張計画による建設改良費は二千
三百五十五万五千円と相抵して、おのりでございます。先程申し上げた賸餘とし
ては、起債の一千万と当年度の損益勘定留保資金、建設改良積立金、
繰越利益剰余金等をあつて、予算を更正したいと承え、次第にご
ざります。尚私の説明に対して、足りない点につきましては、担当課長として
補足説明を申し上げたいと存じますので、よろしく御審議のほどをお願い申
させていただきます。

（議長高橋孝春）

水道課長

（水道課長（貫井寛次郎）） 御指図がありましたので、第3号補正予算に対する説明を
申し上げます。ただいま助役から説明がありました通り、重点事業といた

しましては、第1水道の工事と第2水道からの給水管の工事でございます。こ
す。内容に入る前に、他本年度こうした時期まで事業の予算が組めなかったの
と、このような期限があったのではなかったかと思っておりますので、先般にも御報告
申し上げ、御了解いただいております。起債の通知が例年度より約一カ月の
う、一カ月半位遅れたという事で、十月下旬に事業をもちこんだ補正をしない
ければならぬ、たという事にはなつたわけですが、新聞等でも報道になつて
おりますので、御了解かと思えます。本年度の起債の総額としては、自治
省で発表したのが、三百五十五億二千四百万円という事で、三百八十五億の市町
村に対して来たわけですが、そのうち、当福生町と同じような関係にあ
る中、この事業に対する起債のわけが、三百五十五億二千四百万円のうちの
二十億五千万円というもので、中、この事業に割当されたわけですが、この
中に資産管理組合資金というもので、お出でなつたわけですが、配分をいかにす
かという事で、想、当長期にわたって検討したいという事、原因で、非常

に起債の手定決定額が達したわけだ。大きな事業をするにもか
かろう。現在まで補正予算が提出できなかったところまでは、あくまでも
賡済を起債に頼るべくやっておりますので、起債の決定手定額とする通
知が十日に公文書としてきたわけでありまして、今回提出したわけだ
でございます。内容を御説明申し上げますと、三十九年度補正予算が、あつたとい
う事を総則でうたっておりますのでござります。第条の収益的収入につきまし
ては先程助役から説明がございました通り、収入にわけて五百九十九万円を補正し
合せて五千三百四十九万円となりますが、内訳としては営業収益として水道料金
の調定増を見込め三百三十九万九千円を計上し、営業外収益としては都営住宅
の受託工事で、雑収益が三百五十九万二千円を計上してあつたわけですが、この内容
については実施計画内訳にありますのでよく御覧いただきます。支出
につきましては営業費用としては百三十九万四千円、この内訳は原水及び
淨水費として三十四円、配水及び給水費として六十五万八千円、受託工事費

十一万六千円、給水費として四万六千円、以上のようなものを合せて百三十九
万四千円を計上し、営業外費用として百九十五万八千円は先程収入で申し上げ
いたしました都営住宅の受託工事費、あるいは雑支出でござります。予備費
の四万四千円については内訳にもありますが、当初三千五百圓担い、さらに予備費を計
上したかという疑念もまたいふ人もありますが、動力費、通信運搬費等が
当初予算にわけて額に不足を生じたので予備費から一時振り替えており
ますので、ここが予備費を四万四千円を追加し、あくまでも三千方として使用しよ
うとする事で計上したわけだ、ござります。一般会計と違つて企業会計
に拘りましては非常にややこしい問題も、第条でもいふ通り問題があら
参りました。現金の支出を伴わないものもこの支出には含まれておらずと
いう事でござります。ところが先程の決算報告にもいふ通り収入使か
ら説明がございましたが、減価償却費とか棚卸資産減耗費とかあるいは繰
延勘定の償却費等が支出の中に含まれ、又その反対に、今回の補正予算

にはありませんけれども、当該年度内に現金の支出としないものがあることも、支出として計上しないものもあるわけですが、試験研究費のように、すぐ年度に発生する事はない。将来の事業にその効果が出るというものと、そのあり、支出を伴わないものも含まれ、又支出されなくても計上しないものも、概会計と異なった企業会計の内容でござります。第3条の資本的収入及び支出でござりますので、不足する額、千五百五十九万四千円、これとどういうふうにするかという事であります。これは当年度損益勘定留保資金八百三十九万二千円と建設改良積立金の四百万、繰越利益剰余金の百三十九万八千円をもって補完し、事業を行うという事でござります。当年度の損益勘定留保資金とるのは、先程第2条予算に於て説明申し上げましたように、費用として計上しない現金の支出という事を申し上げましたので、減価償却費とみ減価勘定の償却費とみないは、固定資産の償却及び合計額を損益勘定留保資金としてあつておられるのであります。この八百三十九万二千円の内訳

は減価償却として八百三十九万四千円、資産減耗費として一万五千円、これはいづれも当初予算で説明したとおりでござります。資産減耗費の一万五千円は、固定資産償却費が一万円、棚卸資産の減耗費が五千円でござります。その他に不用品の売却価三千五百円、これは当初予算と修正予算を合せたもので合計しまして八百三十九万四千円とすものをごに計上したものでござります。建設改良積立金の四百万については、決算にも説明した通り、剰余金如分計算書によつては、さう四百万円を決算書に表わしてあるものと、ここにあつておられるのであります。利益剰余金の百三十九万八千円、これは先程の決算で説明がありました通り、三十年度から三十一年度に繰越利益剰余金として五百九十九万五千五百三十九円、そのうちから利益剰余金如分計算書にも出ておられるように、公営企業法に基く利益の中から二分の一と減価積立金として積立てなければならぬという事が規定されておられ、その次の三分の一と建設改良積立金として四百万、これを差引いたもの、四百